

第21回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月28日(金) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第7号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第8号	農地法第3条の規定による許可について
日程第4	議案第9号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第10号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後3時30分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第21回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、4番、太田 勝義委員、5番、乙部 毅博委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、2月21日開催の第20回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、2月25日に農政委員会を開催し、金曾浩文委員長以下、委員6名、会長、代理が出席し、令和7年度最適化活動の目標の設定等について協議しております。この件は、この後の議案第10号でご審議いただくこととなっております。 2月26日、農業委員会OB会総会が、十勝幕別温泉グランヴィリオで開催され、会長、事務局長が出席しております。 3月4日から14日、定例第1回町議会が開催され、会長、事務局長が出席しております。 3月18日、北海道農業会議第98回総会、市町村農業委員会会長・事務局長研修会が、札幌市で開催され、会長、事務局長が出席しております。 3月21日、大樹町航空宇宙産業基地研究委員会が、役場委員会室で開催され、会長の代理で事務局長が出席しております。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。 今月の報告は10件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。 次に3番、農地法第3条の3の規定による受理通知についてです。番号1番、■■ ■■■ ■■■氏が字■■■、他■■筆、■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第7号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第7号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明を申し上げます。 農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。 農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。

	ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。 今回、この例外規定の合意解約2件の通知がありました。 つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和7年3月1日であり、解約事由は、経営規模縮小に伴う合意解約のためであります。 申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和7年3月1日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。 以上で説明を終わります
穀内会長	内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第7号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第8号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第8号、農地法第3条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や賃借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。

	今回審議いただく案件は、2件です。内訳は、所有権移転が1件、賃貸借が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■ であります。経営面積は、■■■㎡であり、売買価格は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、水野委員となっております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、太田代理となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明がおわりました。 次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。芽武地区担当委員、水野 敦 委員から報告願います。
水野委員	申請番号1番、につきましては、譲受人による所有権移転となっております。譲受人は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号2番について、地区担当委員より調査報告を求めます。拓進地区担当委員、太田 福司 委員から報告願います。
太田代理	申請番号2番につきましては、借主希望による賃貸借となっております。借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第8号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から42番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は42件です。内訳は、農地保有合理化事業による賃貸借が1件、新規の賃貸借が6件、賃貸借の更新が25、新規の使用貸借が3件、使用貸借の更新が7件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	次に、申請番号1番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号1番の内容について事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の貸し付けのため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。

穀内会長	次に、申請番号2番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当委員は水野委員となっております。 申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当委員は水野委員となっております。 申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当委員は水野委員となっております。 申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当委員は牧田委員となっております。 申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当委員は三木委員となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号2番から4番について、地区担当委員 水野 敦 委員から報告願います。
水野委員	申請番号2、3、4番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号5番について、地区担当委員 牧田 日出男 委員より報告願います。

牧田委員	申請番号5番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号6番について、地区担当委員 三木 隆志 委員より報告願います。
三木委員	申請番号6番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号2番から6番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号7番から14番の審議にあたり、■■■ ■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。
穀内会長	それでは、申請番号7番から14番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。

	貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■ ■㎡であり、当地における賃料は、■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号10番、所在、地番につきましては、■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■ ■㎡であり、当地における賃料は、■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号12番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■ ■㎡であり、当地における賃料は、■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号13番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号14番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号7番について、地区担当委員 水野 敦 委員から報告願います。
水野委員	申請番号7番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)

	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号7番から14番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。
穀内会長	次に、申請番号15番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号15番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号15番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号15番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号15番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。
穀内会長	次に、申請番号16番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号16番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号16番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面

	積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号16番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号16番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号17番から42番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号17番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号18番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号19番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号20番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号21番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現

申請番号29番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■m²であります。貸主は、

	であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 申請番号38番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 申請番号39番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 申請番号40番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 申請番号41番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 申請番号42番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号33番から35番について、地区担当委員 水野 敦 委員から報告願います。
水野委員	申請番号33、34、35番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 なお、申請番号17番から32番については、賃貸借の更新のため、申請番号36番から42番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)

	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号17番から42番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第10号、令和7年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第10号、令和7年度最適化活動の目標の設定等についての提案説明を申し上げます。 農業委員会等に関する法律第7条及び第37条の規定に基づき、農業委員会の活動目標及び活動計画を立て、広く公表するものであります。 先般、2月25日に、農政委員会で目標設定等の(案)についてご審議いただき、了解を得て、今回総会にお諮り(はか)りするものです。 つきましては、その内容につきまして、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
清原局長	この最適化活動の目標の設定等についてですが、国から、農業委員会は、農林水産省経営局長通知により、令和4年度より、最適化活動に係る目標を3月末までに設定し、4月末までに公表することが定められていることから、今回、議案としてご審議いただくものであります。 それでは、詳細についてご説明申し上げます。別紙様式1をご覧ください。 1の農業委員会の状況、これは令和7年4月1日現在になります。1の農業委員会の現在の体制では、任命・委嘱年月日は、令和5年7月20日、任期満了年月日が、3年後の令和8年7月19日となります。その下の農業委員数ですが、定数・実数ともに14名で、内訳は記載のとおりとなっており、この中に女性と40代以下がありますが、認定農業者の欄を優先に記載することとなっておりますので、女性欄と40代以下欄は0となっております。次に、右側の表の農地利用最適化推進委員は定数0となります。 ちなみに、農地利用最適化推進委員とは、担当区域において担い手への農地利用の集積・集約化などの活動を通じて農地等の利用を推進するための活動を行う委員のことで、法によって設置が義務付けされています。ただし特例として、委嘱しないことができる場合があります、それは遊休農地面積の割合が1%以下で、かつ、農地の集積率が70%以上の市町村とされています。後ほど大樹町の集積率が出てきますが、現状85.5%となっており、70%を大きく上回ってい

	ます。この特例により、大樹町を含む十勝管内のすべての農業委員会では推進委員を委嘱しておりません。 次に、2の農家・農地等の概要については、総農家数や農業者数などについては直近の農林業センサスの数値を記載しています。 認定農業者数は、122経営体、基本構想水準到達者は、4経営体となっております。 裏面をご覧ください。 2、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の①現状及び課題で表の真ん中に、これまでの集積面積の欄ですが、最新の数値を記載しています。12,140haとなり、集積率が前年度と変わらず、85.5%となっております。次に、②目標の欄をご覧ください。 これまでの実績値を基に、今年度末の集積面積を現在と同様に、12,140haと設定しております。ここの部分につきましては、集積は当然、推進していかなければなりません、前年度同様に現況証明で非農地とする案件が見込まれることも予想されますので、増える分と減る分で最低でも集積面積は現状を維持していきたいとの考えから前年と同様の面積としております。 次に、2)遊休農地の解消については、現状はなしとしております。課題につきましては、遊休農地がないため、新たに遊休農地を発生させないことを目標とするとしております。 次のページをご覧ください。(3)新規参入の促進の、①現状及び課題、では、過去3ヵ年の新規参入者はゼロ件、既存経営体の農地不足を考慮しながら、新規参入するための農地の確保を課題としております。 また、②の目標の権利移動面積の欄ですが、令和4年度から令和6年度の数値を記載しています。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、では、また、表の下の注意書き欄に※2に、目標面積は過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入することとなっておりますので、その数値を記入しております。 2、最適化活動の活動目標の、(1)推進員等が最適化活動を行う日数目標、ですが、昨年一人当たりの活動日数を月3日としておりました。この部分は、月当たりの活動日数の実績により交付金額が増減することになり、より多い日数を目標に設定したい思いはありますが、そうするとハードルが一気に上がるため、昨年同様3日と定めております。 また、(2)活動強化月間の設定目標の活動強化月間の設定目標回数、では、3回としております。この3回とは3月以上を設定しなければならない決まりがあり、4月～5月にあっせん会議や地域の話合いなどの農地集積の推進を図り、11月には農地パトロールの実施を目標としております。 (3)新規参入相談会への参加目標の新規参入相談会への参加回数を1回とし、大樹町担い手センターを中心に新規就農希望者がいる場合には相談会を実施することを目標としております。 以上で内容の説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。

	次に、農政委員会より報告を求めます。 農政委員長 金曾 浩文 委員より報告願います。
金曾委員	議案第10号について、報告いたします。 2月25日に農政委員会を開催し、令和7年度 最適化活動の目標の設定等の (案)の内容について審議いたしました。 審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮るこ とを了承しております。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第10号、令和7年度最適化活動の目標の設定等についての件を 採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、4月24日木曜日を予定しておりますので、よろ しくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第21回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年3月28日

会 長

委 員 (4 番)

委 員 (5 番)